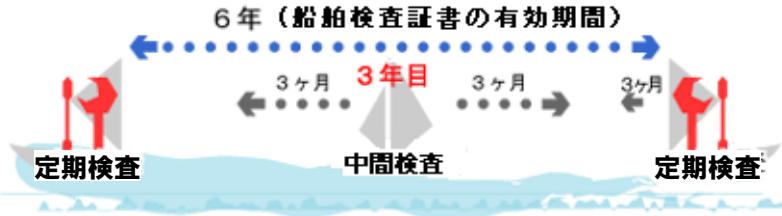


# ～ ボートを安全に利用するために ～

## ○船舶の定期的検査を受けましょう！

定期的検査を受けないで船舶を運航することは法令に違反します。



ボートの船舶検査の受検時期の例

## ○ボートの操縦には免許が必要です！

ボートの種類、大きさ及び航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは法令に違反します。

### 免許の種類

1級小型船舶操縦士	小型船舶(プレジャーボートは長さ24メートル未満のもの、旅客船、遊漁船、漁船その他事業で使う小型船舶は20トン未満のもの)を操縦出来ます。
2級小型船舶操縦士	小型船舶で、陸岸から5海里(約9km)まで操縦できます。
2級小型船舶操縦士 (湖川小出力限定)	湖や川だけに利用する総トン数が5トン未満、エンジンの出力15KW未満の船を操縦できます。
特殊小型船舶操縦士	水上オートバイを操縦するために必要な免許です。 湖岸や海岸から2海里(約3.7キロ)までの水域を操縦できます。

### ※ ご注意ください

- 海岸から12海里以遠の海面において操業している小型漁船には、船舶検査の受検が必要です。
- クルージング、釣りなどのプレジャー目的で使用される小型船舶は、漁船登録をしても船舶検査の受検が必要です。

## ○遵守事項を守りましょう！

### ◇酒酔い等操縦の禁止



酒酔い状態等での操縦は禁止です。

### ◇免許者の自己操縦



港内や航路内(水上オートバイは全ての水域)では、免許者が直接操縦しなければなりません。

### ◇危険操縦の禁止



遊泳者等付近での疾走等は禁止です。

### ◇ライフジャケット等の着用



子供や水上オートバイの乗船者等は、救命胴衣(ライフジャケット)等を着用しなければなりません。

### ◇その他の遵守事項

- 発航前点検の実施
- 適切な見張りの実施
- 事故時の人命の救助

### ◇遵守事項違反点数

違反の内容	点数
酒酔等操縦	3点
自己操縦	
危険操縦	
救命胴衣等の着用	2点

※ 違反により、他人を死傷させた場合は3点加算

### ◇行政処分基準

過去3年以内の処分	過去1年以内の累積点数
なし	5点
あり	3点



警察庁 海上保安庁 海の「もしも」は118番



## ミニボート安全運航 ～5ヶ条～

### ① 気象、海象の把握

- ・ 天気予報を必ず聴取し、霧発生による視界不良、高いうねりに注意しましょう。

### ② ライフジャケットの常時着用

- ・ 万が一の海中転落に備えてライフジャケットを常時着用しましょう。

### ③ 出港前の点検

- ・ 出港前に燃料やバッテリー（付いている場合）を点検しましょう。

### ④ 連絡手段の確保

- ・ 防水パックに入れた携帯電話を持ち、連絡手段を確保しましょう。
- ・ 海の事件、事故は118番に連絡しましょう。

### ⑤ 転覆の防止

- ・ 波が静かで潮流の早くない場所を選びましょう。
- ・ 船上ではバランスを崩すようなことは止めましょう。



今 治 海 上 保 安 部